（その1）

会計	繰越	検算	転記		
ニ	ニ	十	ヤ	〇	〇

収　支　報　告　書

※該当箇所に レ すること。

〒１００－８９８１

1　主たる事務所の所在地　東京都千代田区永田町２－２－１
衆議院第一議員会館１２０２号室

（ふりがな）　すずきたかこをそだてるかい

2　政治団体の名称　鈴木たかこを育てる会

3　代表者の氏名　鈴木　貴子

4　会計責任者の氏名　鈴木　行二

5　平成　27　年分

団体コード	1	2	5	0	1	8	4	9	2	0	0	1	1	0
前年繰越額	670,000 円													

事務担当者の氏名　赤松事女

電話番号　03-3508-7233

政治団体の区分
□ 政党
□ 政党の支部
□ 政治資金団体
□ 政治資金規正法第１８条の２第１項の規定による政治団体
レ その他の政治団体
□ その他の政治団体の支部
活動区域の区分
全国（２都道府県以上）

資金管理団体の指定の有無
レ 有　□ 無
公職の種類　秘書政議員　（現・候）
資金管理団体の届出をした者の氏名　鈴木　貴子

国会議員関係政治団体の区分
レ 政治資金規正法第１９条の７第１項第１号に係る国会議員関係政治団体
レ 政治資金規正法第１９条の７第１項第２号に係る国会議員関係政治団体
公職の候補者の氏名　鈴木　貴子
公職の種類　衆議院議員　（現・候）

（※）資金管理団体の指定の期間
平成　年　月　日　から
平成　年　月　日　まで

※報告対象年の途中で資金管理団体の指定・取消しをした場合のみ記入のこと。

（※）国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間
平成　年　月　日　から
平成　年　月　日　まで

※報告対象年の途中で国会議員関係政治団体に該当した場合又は該当しなくなった場合のみ記入のこと。

受付	審査	確認	消込

受付 28.6.10 収支公開室 第　号

3294号 28.5.31 東京都選挙管理委員会 事務局

1988

102860

(その2)

収支の状況

1　収支の総括表

収入総額	2,720,166
（前年からの繰越額）	670,000
（本年の収入額）	2,050,166
支出総額	1,000,000
翌年への繰越額	1,720,166

2　収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費	
金額	
員数（党費又は会費を納入した人の数）	

(2) 寄附		
ア　寄附（イを除く。）の区分	金額	備考
(ア) 個人からの寄附	2,030,000	
（うち特定寄附）	0	
(イ) 法人その他の団体からの寄附	0	
(ウ) 政治団体からの寄附	20,037	
小計　(ア) ＋ (イ) ＋ (ウ)	2,050,037	
（寄附のうち寄附のあっせんによるもの）	0	
イ　政党匿名寄附	0	
合計　（ア ＋ イ）	2,050,037	

（その６）

(6) その他の収入

摘　　要	金　　額	備　　考
	千億 百万 千 円	
この頁の小計		
１件１０万円未満のもの	1 2 9	
合　　計	1 2 9	

（注１）１件10万円以上の収入は個別に記載し、10万円未満の収入は一括して「１件10万円未満のもの」欄に記載してください。
（注２）「１件10万円未満のもの」と「合計」は最終頁に記載してください。

(その７)

	(7) 寄 附 の 内 訳			寄附者の区分	1. 個人	
行番号	寄附者の氏名(又は名称)	金　　額	年 月 日	住　　所　(又は所在地)	職業(又は代表者の氏名)	備　　考
1	長井　ひろし	1,200,000	H27/1/28	世田谷区赤堤３－７－７	会社役員	
2	山本　新太郎	210,000	H27/2/26	台東区池之端2-2-8-3F	会社役員	
3	椎名　麻紗枝	500,000	H27/12/9	千代田区永田町2-17-10	会社役員	
4	中林　昭生	120,000	H27/12/22	根室市常磐町１－６	会社役員	
5						
6						
7						
8						
9						
10	(小計)	0				
	その他の寄附					
	合　　計	2,030,000				

(その７)

	(7) 寄附の内訳			寄附者の区分	3. 政治団体	
行番号	寄附者の氏名(又は名称)	金額	年月日	住所 (又は所在地)	職業(又は代表者の氏名)	備考
1	大地の会	20,037	H27/8/5	千代田区永田町2-9-6-206	鈴木貴子	
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
	その他の寄附					
	合計	20,037				

(その13)

3　支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表

項目	金額	備考	
		本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出	
1 経常経費			
(1) 人件費	0		
(2) 光熱水費			
(3) 備品・消耗品費	0		
(4) 事務所費	0		
小計	0	0	
2 政治活動費			
(1) 組織活動費	0		
(2) 選挙関係費	0		
(3) 機関紙誌の発行その他の事業費	0	0	
ア 機関紙誌の発行事業費	0		
イ 宣伝事業費	0		
ウ 政治資金パーティー開催事業費	0		
エ その他の事業費	0		
(4) 調査研究費	0		
(5) 寄附・交付金	1,000,000		
(6) その他の経費	0		
小計	1,000,000	0	
合計	1,000,000		

(その15)

	(3) 政治活動費の内訳		項目別区分		8．寄附・交付金	
					寄付金	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（又は名称）	支出を受けた者の住所（又は所在地）	備考
1	大地の会	1,000,000	H27/2/4	~~千代田区永田町2-9-6-206~~ 鈴木貴子	千代田区永田町2-9-6-206	
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
	その他の支出					
	合計	1,000,000				

(その15)

	(3) 政治活動費の内訳		項目別区分		8．寄附・交付金	
					寄付金	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名(又は名称)	支出を受けた者の住所(又は所在地)	備考
1	大地の会への寄附	1,000,000	H27/2/4	大地の会	千代田区永田町2-9-6-206	
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
	その他の支出					
	合計	1,000,000				

(その17)

資産等の状況

1　資産等の総括表

資産等の有無			
資産等の項目別区分	有	無	備考
ア　土地	□	☑	
イ　建物	□	☑	
ウ　建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	□	☑	
エ　取得の価額が100万円を超える動産	□	☑	
オ　預金（普通預金及び当座預金を除く。）又は貯金（普通貯金を除く。）	□	☑	
カ　金銭信託	□	☑	
キ　有価証券	□	☑	
ク　出資による権利	□	☑	
ケ　貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	□	☑	
コ　支払われた金額が100万円を超える敷金	□	☑	
サ　取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	□	☑	
シ　借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	□	☑	

(その20)

宣　誓　書

添付書類（別添のとおり）

□　1　領収書等の写し

□　2　監査意見書（政党本部及び政治資金団体に限る。）

□　3　政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

平成 28 年 5 月 31 日

政治団体の名称　鈴木たかこを育てる会

会計責任者の氏名　鈴木 行二　㊞

（↓代表者については、**解散する年の収支報告書にのみ記載すること。**）

代表者の氏名　　㊞

（注１）「会計責任者の氏名」欄は、記名押印又は署名とし、署名は必ず会計責任者本人が自署してください。
（注２）「代表者の氏名」欄は、解散する場合に、解散する年の最後の収支報告書にのみ記載してください。
（注３）国会議員関係政治団体は、宣誓書（その２０）に記載した日付が政治資金監査報告書に記載された日付と同日か後の日付になるよう記載してください。

政治資金監査報告書

平成28年5月30日

鈴木たかこを育てる会
代表　鈴木　貴子　殿

登録政治資金監査人　鵜高利行

登　録　番　号　　第1515号
研修修了年月日　平成21年5月15日

1　監査の概要

(1) 私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第19条の13第1項の規定に基づき、鈴木たかこを育てる会の平成27年に係る法第12条第1項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）について、支出に関する政治資金監査を行った。

(2) この政治資金監査は、法第19条の13第2項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。

(3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。

(4) この政治資金監査は、鈴木たかこを育てる会の主たる事務所において行った。

2　監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

(1) 法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書が保存されていた。

(2) 法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。

(3) 法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第12条第1項に規定する収支報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書基づいて支出の状況が表示されていた。

(4) 法第19条の13第2項第4号に規定する事項について領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、会計帳簿に基づいて記載されていた。

3　業務制限

鈴木たかこを育てる会と私との間には、法第19条の13第5項の規定に違反する事実はない。

また、鈴木たかこを育てる会と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である。

以上